

学校施設有効活用事業 実施の手引き

～規則及び様式集～

川 崎 市 教 育 委 員 会

作成・発行 教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課

電話：044-200-3309 FAX：044-200-3950

E-mail：88chiiki@city.kawasaki.jp

学校施設開放に関するウェブサイト

<https://www.city.kawasaki.jp/880/category/10-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

目 次

1 川崎市立学校の施設の開放に関する規則	1
2 学校施設有効活用実施要綱	8
(様式1-①) 川崎市学校施設開放利用団体登録票	13
(様式1-②) 川崎市学校施設開放利用団体登録票	14
(様式2-①) 川崎市学校施設開放利用申込書	15
(様式2-②) 川崎市学校施設開放利用申込書	16
(様式3) 川崎市学校施設開放利用許可書	17
(様式4) 学校施設開放利用報告書	18
(様式5) 学校施設有効活用報告書	19
(様式6) 学校施設開放指導員謝礼金 領収書(明細書)	20
(様式7) 川崎市学校施設開放利用 減免申請書	21
(様式8-①-ア) 減免団体(子どもの健全育成団体) 構成員名簿【子ども】	22
(様式8-①-イ) 減免団体(子どもの健全育成団体) 構成員名簿【大人】	23
(様式8-②-ア) 減免団体(障がい者の社会参加団体) 構成員名簿	24
(様式8-②-イ) 減免団体(障がい者の社会参加団体) 構成員名簿	25
(様式9) 学校施設開放利用中止・変更届	27
(様式) 合同利用申込書	28

改正

平成10年9月1日教育委員会規則第4号
平成25年7月31日教育委員会規則第13号
平成25年9月18日教育委員会規則第16号
平成25年11月27日教育委員会規則第17号
平成26年3月26日教育委員会規則第4号
平成26年12月25日教育委員会規則第10号
平成27年7月10日教育委員会規則第11号
平成28年12月27日教育委員会規則第19号
平成31年3月27日教育委員会規則第3号
令和5年1月18日教育委員会規則第1号

川崎市立学校の施設の開放に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、学校教育に支障のない範囲で川崎市立学校の施設を市民の利用に供すること（以下「施設の開放」という。）によって、川崎市における生涯学習の振興を図ることを目的とする。

(開放施設)

第2条 施設の開放は、次の各号に掲げる施設で、施設の開放を行う学校ごとに教育委員会（以下「委員会」という。）が定めるもの（以下「開放施設」という。）とする。

- (1) 運動場
- (2) 体育館
- (3) 特別教室

2 委員会は、前項に掲げる施設を除く学校の施設を開放施設として、学校ごとに、別に定めることができる。

(委員会及び校長の責任)

第3条 施設の開放に関する事務は、委員会が管理するものとする。

2 開放施設を有する学校（以下「開放校」という。）の校長は、施設の開放に関する一切の責任を負わないものとする。

(開放施設管理者)

第4条 開放校に開放施設管理者（以下「開放管理者」という。）を置く。

2 開放管理者は、開放施設の施設設備の管理、開放指導員の指導監督及び開放事務を行うものとする。

(開放指導員)

第5条 開放施設に開放指導員を置く。

2 開放指導員は、開放管理者の指示に従い、開放施設の施設設備の管理、利用者の指導及び安全確保に当るものとする。

(学校施設開放運営委員会)

第6条 施設の開放を円滑に行うため、開放校ごとに学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

2 運営委員会の構成、職務内容及びその他必要な事項は、委員会が別に定める。

(利用日時)

第7条 開放施設の利用日時は、開放校の校長及び運営委員会の意見を聞いて、委員会が別に定める。

(利用者の範囲)

第8条 開放施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住している者
- (2) 市内に所在する会社に通勤している者
- (3) 市内の学校に通学している者
- (4) その他委員会が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、委員会は必要があると認めるときは、利用できる者の範囲を制限することができる。

(団体利用)

第9条 開放施設（子どもの遊び場として開放している施設を除く。）を利用する場合は、10人以上で構成する団体で、あらかじめ委員会に登録しなければならない。

2 前項の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、利用希望日の10日前までに、開放施設利用申込書により、委員会に申込みをし、その許可を受けなければならない。

3 登録団体は、常に善良な管理者の注意をもって開放施設の利用にあたらなければならない。

4 委員会は、登録団体が前項の義務を怠った場合は、第1項の登録を取消することができる。

(使用料)

第10条 学校施設開放使用料（開放施設のうち体育館の使用料をいう。以下「使用料」という。）

は、川崎市財産条例（昭和39年川崎市条例第9号）第3条第2項の規定により定め、その額は別表のとおりとする。

2 第9条第2項の利用の許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）が体育館を利用する場合は、使用料を納付しなければならない。

3 使用料は、前納とする。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用料の減免)

第11条 委員会は、川崎市財産条例第3条第3項の規定により準用する同条例第6条第1項第3号の規定に基づき、次の各号に掲げる利用団体について、使用料を免除するものとする。

(1) 子どもの健全育成を目的とし、市内に在住する義務教育終了前の子ども、指導者その他活動を支援する者で構成する団体。ただし、構成人数の半数以上が子どもである場合に限る。

(2) 障害者の社会参加等を目的とし、主に障害者と指導者で構成する団体

2 委員会は、前項の規定によるほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする利用団体は、使用料減額又は免除の申請をしなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用団体の責めに帰することができない事由によって利用することができないとき。

(2) 利用団体が利用の中止を届け出て、委員会が相当の理由があると認めるとき。

(利用の不許可)

第13条 登録団体の利用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれらに反対するための利用
その他政治的活動のための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用

(3) 専ら営利を目的とするための利用

(4) その他委員会が不相当と認める利用

(利用の中止及び許可の取消)

第14条 委員会は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その利用を中止させ又は利用許可を取消することができる。

(1) 開放管理者の指示に従わないとき。

(2) 虚偽の申請により利用許可を受けたとき。

(3) その他委員会が利用の中止又は許可の取消の必要を認めたとき。

(利用者の弁償責任)

第15条 利用団体は、開放施設の施設設備を故意又は過失によつてき損又は滅失したときは、弁償の責めを負うものとする。

(事故の責任)

第16条 施設の開放中に発生した事故は、委員会の責めに帰すべき場合を除き、利用団体がその責めを負うものとする。

(附属様式)

第17条 この規則の施行について必要な様式は、教育長が定める。

(委任)

第18条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(川崎市立学校解放運動場規程の廃止)

2 川崎市立学校解放運動場規程（昭和27年川崎市教育委員会告示第12号）は、廃止する。

3～4 略

(電子情報処理組織を使用する方法による申込みの試行的実施)

5 委員会は、教育長が別に定める期間及び学校において、登録団体が開放施設を利用する場合における申込みを、電子情報処理組織を使用する方法により試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条第2項中「10日前」とあるのは「3日前」と、「開放施設利用申込書」とあるのは「電子情報処理組織を使用する方法」とする。

附 則 (平成10年9月1日教委規則第4号)

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則（平成25年7月31日教委規則第13号）

改正

平成25年9月18日教育委員会規則第16号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、平成26年1月1日以後に開放施設を利用する場合について適用し、同日前に開放施設を利用する場合については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月27日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日教委規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の規則の規定は、平成27年2月1日以後の利用に係る料金から適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年7月10日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日教委規則第19号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日教委規則第3号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月18日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

学校名	金額 (1時間当たり)
大師小学校、浅田小学校、小杉小学校、坂戸小学校、下作延小学校、 西野川小学校、鷺沼小学校、西有馬小学校、宮前平小学校、宮崎台小 小学校、平小学校、長尾小学校、宿河原小学校、下布田小学校、真福寺 小学校、稲田中学校	150円
旭町小学校、幸町小学校、日吉小学校、夢見ヶ崎小学校、木月小学校、 下小田中小学校、大谷戸小学校、梶ヶ谷小学校、西梶ヶ谷小学校、久 末小学校、南野川小学校、有馬小学校、白幡台小学校、菅生小学校、 三田小学校、長沢小学校、千代ヶ丘小学校、南百合丘小学校、虹ヶ丘 小学校、栗木台小学校、野川中学校、有馬中学校、犬蔵中学校、菅中 学校、南生田中学校、西生田中学校、長沢中学校、白鳥中学校	200円
殿町小学校、四谷小学校、川中島小学校、藤崎小学校、大島小学校、 渡田小学校、東小田小学校、東大島小学校、田島小学校、新町小学校、 宮前小学校、川崎小学校、南河原小学校、西御幸小学校、古川小学校、 東小倉小学校、下平間小学校、小倉小学校、下河原小学校、玉川小学 校、下沼部小学校、苧宿小学校、東住吉小学校、住吉小学校、今井小 小学校、上丸子小学校、西丸子小学校、宮内小学校、新作小学校、東高 津小学校、久本小学校、上作延小学校、南原小学校、宮崎小学校、稗 原小学校、犬蔵小学校、稲田小学校、登戸小学校、南菅小学校、菅小 小学校、南生田小学校、片平小学校、西高津中学校、平中学校、金程中 学校、王禅寺中央中学校、聾学校、中央支援学校、田島支援学校、田 島支援学校桜校	250円
さくら小学校、小田小学校、向小学校、京町小学校、戸手小学校、南 加瀬小学校、平間小学校、井田小学校、大戸小学校、新城小学校、富 士見台小学校、麻生小学校、大師中学校、南大師中学校、臨港中学校、 田島中学校、京町中学校、渡田中学校、川崎中学校、南河原中学校、 御幸中学校、塚越中学校、日吉中学校、南加瀬中学校、玉川中学校、	300円

住吉中学校、井田中学校、中原中学校、宮内中学校、西中原中学校、 橘中学校、高津中学校、東高津中学校、宮崎中学校、宮前平中学校、 栴形中学校、南菅中学校、生田中学校	
東門前小学校、向丘小学校、金程小学校、岡上小学校	350円
御幸小学校、中原小学校、末長小学校、高津小学校、土橋小学校、中 野島小学校、西菅小学校、生田小学校、西生田小学校、東柿生小学校、 柿生小学校、桜本中学校、平間中学校、向丘中学校、中野島中学校、 麻生中学校	400円
古市場小学校、久地小学校、野川小学校、東菅小学校、王禪寺中央小 学校、今井中学校、菅生中学校	450円
子母口小学校、橘小学校、東生田小学校、百合丘小学校、川中島中学 校、富士見中学校、東橘中学校、柿生中学校、はるひ野中学校	500円

備考 体育館の半面を利用する場合の使用料は、半額とする。

学校施設有効活用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立学校の施設の開放に関する規則（昭和51年川崎市教育委員会規則第12号。以下「規則」という）第6条第2項、第7条、第17条及び第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(有効活用の定義)

第2条 学校施設有効活用とは、生涯学習の振興を図ることを目的とした学校施設の開放における継続的な利用をいう。

(実施期間)

第3条 学校施設有効活用の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(実施期日等)

第4条 学校施設有効活用の実施期日等は、別表のとおりとする。

(運営委員会の業務)

第5条 運営委員会の会議は、定例で年3回以上開催し、次の業務を行うものとする。

- (1) 有効活用の諸計画の企画、立案に関すること。
- (2) 開放管理者及び開放指導員の推薦及びその適正配置に関すること。
- (3) 開放施設の利用、運営の適正に関すること。
- (4) 管理運営費の運用と管理に関すること。
- (5) 学校及び地域との連携に関すること。

(運営委員会の構成)

第6条 運営委員会は、必要に応じ、次の団体等の関係者若干名の委員をもって構成する。

- (1) P T A
- (2) 青少年団体
- (3) 青少年指導員
- (4) スポーツ推進委員
- (5) 地域住民代表
- (6) 学校教職員

2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、学校長は顧問として運営委員会に参加する。

(運営委員会の役員)

第7条 運営委員会には、委員の互選によって次の役員を置く。

- (1) 委員長1名
- (2) 副委員長若干名
- (3) 会計1名
- (4) 書記1名

2 委員長は、運営委員会を代表し、運営委員会の業務を統括するとともに、事業の計画及び報告を教育委員会に対して行い、開放管理者及び学校との連絡・調整を図りながら会務を総理する。

(開放管理者の配置)

第8条 有効活用校には、運営委員会が推薦する開放管理者1名を置く。この場合におい

- て、開放管理者は開放指導員を兼ねることができる。
- 2 開放管理者は、次の職務を行うものとする。
- (1) 学校施設の有効活用に伴う施設・設備の管理
 - (2) 開放指導員の指導
 - (3) 運営委員会が行う有効活用事業に係る事務の執行及び学校との連絡調整

(開放指導員の配置)

第9条 校庭、体育館又は特別教室を活用する有効活用校に、運営委員会が推薦する開放指導員2名を置き、開放指導員は開放管理者の指示に従い、有効活用事業の援助業務を行うものとする。

- 2 開放指導員は、次の職務を行うものとする。
- (1) 開放管理者及び利用団体との連絡・調整
 - (2) 利用団体への利用規則の周知徹底
 - (3) 有効活用に伴う鍵等の引渡し・受領又はその援助
 - (4) 設備・用具の保管・貸出し・復元及び施設・設備の破損等の確認
 - (5) 利用報告書の集計、月別報告書の作成、提出
 - (6) 運営委員会への出席報告
 - (7) その他開放管理者の指示する職務
- 3 開放指導員への謝礼の支払は、様式6により運営委員会で行うものとする。

(施設・設備)

第10条 有効活用に関する施設・設備等については、運営委員会の意見を聞いて教育委員会が調整する。

(団体登録)

- 第11条 規則第8条及び第9条に定める団体登録は、様式1により行うものとする。
- 2 団体登録の有効期限は、当該年度の単年度とする。

(未成年者の利用)

第12条 18歳未満の子どもが夜間の施設利用における活動に参加する場合には、必ず成人の責任者が活動中の安全を確保するとともに、行き帰りの安全確保や特に小学生以下の子どもの生活リズムに配慮するものとする。

(利用申込み)

- 第13条 登録団体は、利用を希望する日の10日前までに、様式2により運営委員会に利用申込みをし、様式3による利用許可を受けなければならない。
- 2 利用の公平を図るため、同一利用団体が1か月内に利用する回数は、制限される場合がある。
- 3 登録団体は、利用を中止し、又は申込みの内容に変更がある場合は様式9により中止し、又は変更をする旨を届け出るものとする。
- 4 前項の規定による届出は、川崎市簡易版電子申請サービスの利用に関する要綱（令和3年4月1日付け2川総I第765号）第2条に規定する川崎市簡易版電子申請サービス（以下「簡易版電子申請サービス」）を使用する方法により行うことができる。
- 5 簡易版電子申請サービスを使用する方法により行われた第3項に規定する届出は、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に教育委員会に到達したものとみなす。

(事故防止等)

第14条 利用上の事故防止と安全対策については、幼児等の保護者、利用団体の責任者が万全の措置を講ずるものとする。

2 利用団体の責任者は、救急医薬品を常備するとともに、救急病院への連絡方法を指導者全員が確認し合うなど緊急時に備えるものとする。

3 運営委員会は、緊急連絡先を図示し、非常事態発生の場合は、利用団体が迅速に連絡をとれるようにするものとする。

(事故の責任)

第15条 施設の活用中に発生した事故は、教育委員会の責めに帰すべき場合を除き、利用者がその責めを負うものとする。

(利用報告書の提出)

第16条 利用団体は、利用後速やかに様式4により運営委員会へ利用報告を行うものとする。

2 運営委員会は、様式5により教育委員会へ月ごとの利用報告を行うものとする。

3 前項の規定による利用報告は、簡易版電子申請サービスを使用する方法により行うことができる。

4 簡易版電子申請サービスを使用する方法により行われた第2項に規定する利用報告は、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に教育委員会に到達したものとみなす。

(使用料の減免)

第17条 規則第11条に規定する使用料減免の申請は、様式7及び様式8により行うものとする。

2 前項の規定による申請は、簡易版電子申請サービスを使用する方法により行うことができる。

3 簡易版電子申請サービスを使用する方法により行われた第1項に規定する申請は、教育委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に教育委員会に到達したものとみなす。

(委任事項)

第18条 この要綱に定めのない事項については、その都度、教育委員会事務局生涯学習部地域教育推進課長が定める。

別表 (第4条関係)

	平日	土曜日・祝日・休業日	日曜日
校庭 (小学校) 年間50日以上	開放なし	午前9時～午後5時 (夏季休業中は午後6時まで)	
校庭 (中学校) 年間20日以上	開放なし	午前9時～午後5時 (夏季休業中は午後6時まで)	
夜間校庭 4月1日～12月20日 (久本小学校は、4月1日～ 翌年3月31日)	午後6時～午後9時		開放なし
体育館 年間50日以上	午前9時～午後9時 ※小学校については土曜日の午前9時～正午まで「わくわくプラザ」が優先して使用するものとする。		

特別教室 年間30日以上	午後6時～午後9時	午前9時～午後9時
-----------------	-----------	-----------

- 附 則
(施行期日)
この要綱は、昭和51年9月10日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
この改正要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
この改正要綱は、平成26年12月4日から施行する。
- 附 則
この改正要綱は、平成27年7月10日から施行する。
- 附 則
この改正要綱は、平成28年2月10日から施行する。
- 附 則
この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則
(施行期日)
1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(経過措置)
2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 附 則
この要綱は、令和4年7月1日から施行する。
- 附 則
(施行期日)
1 この要綱は、令和5年1月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の要綱の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

(様式1-①)

川崎市学校施設開放利用団体登録票

年 月 日

(宛先) 川崎市立 学校
学校施設開放運営委員会

ふりがな			
団体名			
ふりがな			
代表者氏名			
代表者住所	〒		
代表者電話番号 (日中つながる連絡先)			
メールアドレス			
代表者以外の連絡先	ふりがな		連絡先
	氏名		
団体の活動内容(種目)		利用施設	体育館・校庭・特別教室等・校庭夜間 (○をつけてください)
団体の構成人員 (10人以上で構成する団体)	15歳以下	16歳以上	計(10名以上)

登録票には、団体の活動内容や会費などが分かる資料(活動規約など)を添付してください。

川崎市立 _____ 学校 受付番号 No. _____

キ リ ト リ

川崎市学校施設開放利用団体登録証	
No.	年 月 日発行
団体名	
代表者	

参考事項

利用に当たっては、学校施設有効活用実施要綱、実施の手引きなどをよくお読みください。

川崎市立 _____ 学校学校施設開放運営委員長 ㊞

(注)登録記載事項が変更になった場合は再登録してください。

※川崎市暴力団排除条例に基づき、記載された情報を神奈川県警察本部に提供する場合があります。

(様式1-②)

川崎市学校施設開放利用団体登録票

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

ふりがな			
団 体 名			
ふりがな			
代 表 者 氏 名			
代 表 者 住 所	〒		
代表者電話番号 (日中つながる連絡先)			
メールアドレス			
代表者以外の連絡先	ふりがな		連絡先
	氏名		
団体の活動内容(種目)		利用 施設	体育館・校庭・特別教室等・校庭夜間 (○をつけてください)
団体の構成人員 (10人以上で構成する団体)	15歳以下	16歳以上	計(10名以上)

川崎市立 _____ 学校 受付番号 No. _____

川崎市立

学校 受付番号 No. _____

年 月 日

川崎市学校施設開放利用申込書

(宛先) 川崎市立 学校

学校施設開放運営委員会

団体名 _____

代表者氏名 _____

電 話 _____

緊急連絡先 _____

次のとおり、施設の利用を申し込みます。

利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> 特別教室等 () <input type="checkbox"/> 校庭夜間			
利用目的				
利用人数 (見込み)	15歳以下	16歳以上	計	
使用料/減免 (体育館のみ)	<input type="checkbox"/> 使用料 (1時間当たり 円) <input type="checkbox"/> 減免決定済 <input type="checkbox"/> 減免申請中			
月分 ※1か月ごとに記入してください	利用日時	利用時間	使用料	備考
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	・片面利用の場合は、その旨記入。
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
☆ この申込書は、利用希望日の10日前までに学校施設開放運営委員会に提出してください。	合計 時間	合計	円	
☆ 学校行事等により、急遽、利用の時間変更や中止を求める場合があります。その際は、違う日時への利用振替えとなりますので、御理解と御協力をお願いいたします。				
☆ 団体都合によって利用を中止又は変更する場合は、利用日の3日前までに利用中止・変更届(様式9)を教育委員会に送付または電子フォームで申請してください。				

川崎市立 学校 受付番号 No. _____

年 月 日

川崎市学校施設開放利用申込書

(宛先) 川崎市教育委員会

団体名 _____

代表者氏名 _____

電話 _____

緊急連絡先 _____

次のとおり、施設の利用を申し込みます。

利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> 特別教室等 () <input type="checkbox"/> 校庭夜間			
利用目的				
利用人員	15歳以下	16歳以上	計	
使用料/減免 (体育館のみ)	<input type="checkbox"/> 使用料 (1時間当たり 円) <input type="checkbox"/> 減免決定済 <input type="checkbox"/> 減免申請中			
月分 ※1か月ごとに記入してください	利用日時	利用時間	使用料	備考
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	・片面利用の場合は、その旨記入。
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
		時間	合計	円

川崎市立

学校 受付番号 No. _____

年 月 日

川崎市学校施設開放利用許可書

様

川崎市教育委員会

月 日付けをもって申込みのあった学校施設利用について、
次のとおり、許可します。

利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> 特別教室等 () <input type="checkbox"/> 校庭夜間			
利用目的				
利用人員	15歳以下	16歳以上	計	
使用料/減免 (体育館のみ)	<input type="checkbox"/> 使用料 (1時間当たり 円) <input type="checkbox"/> 減免決定済 <input type="checkbox"/> 減免申請中			
月分 ※1か月ごとに記入してください	利用日時	利用時間	使用料	備考
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	・片面利用の場合は、その旨記入。
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
	年 月 日 () 時 ~ 時	時間	円	
<ul style="list-style-type: none"> ☆ 利用される方は、教育活動に支障のないように配慮してください。 ☆ 記載事項に偽り又は不正があった場合には、許可を取り消す場合があります。 ☆ 利用に当たっては、この許可書を当該学校施設開放運営委員会に提示し、指示に従ってください。 ☆ 団体都合によって利用を中止又は変更する場合は、利用日の3日前までに利用中止・変更届(様式9)を教育委員会に送付または電子フォームで申請してください。 ☆ 後片付け、清掃、戸締りを確実に、ごみ類の持ち帰りなどに御協力ください。 ☆ 利用後は、速やかに利用報告書(様式4)を学校施設開放運営委員会に提出してください。 	時間	合計 円		

(様式4)

年 月 日

学校施設開放利用報告書

(宛先) 川崎市立 学校

学校施設開放運営委員会

利用団体名 _____

代表者氏名 _____

電話(自宅) _____

緊急連絡先 _____

次のとおり、学校施設を利用しましたので、報告いたします。

利用施設	<input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> 特別教室等() <input type="checkbox"/> 校庭夜間		
利用日時	年 月 日(曜日) 時 ~ 時		
利用内容			
利用人員	15歳以下	16歳以上	計
学校用具の使用状況等	<input type="checkbox"/> 使用した (使用した用具類) _____ <input type="checkbox"/> 使用しない		
施設設備の点検	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> ガラスを破損した(学校へ連絡済・連絡未) <input type="checkbox"/> 設備()をき損した(学校へ連絡済・連絡未)		
清掃・後片付けの確認	<input type="checkbox"/> ゴミ類の後始末 <input type="checkbox"/> グラウンドの整備 <input type="checkbox"/> 使用施設の清掃 <input type="checkbox"/> 施 錠		
その他(連絡事項)			

※ この報告書は、利用後速やかに学校施設開放運営委員会へ提出してください。

(様式5)

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

___月分学校施設有効活用報告書

学校名	市立	小 学 校		施設開放 運営委員長		
		中				
		利 用 者 内 訳		利用回数	利用日数	備考
		15歳以下	16歳以上			
体育館				(内)	(内)	
校庭				(内)	(内)	
特別教室等 ()				(内)	(内)	
特別教室等 ()				(内)	(内)	
特別教室等 ()				(内)	(内)	
特別教室等 ()				(内)	(内)	
特別教室等 ()				(内)	(内)	
校庭夜間						

- (注)
- ①学校施設開放の時間に、登録された団体が利用した場合のみ記入してください。(目的外利用は計上しません。)
 - ②利用報告書に基づいて記入してください。
 - ③利用回数は一団体利用ごとに1回として計上します。
 - ④特別教室等は()に教室名を記入し、部屋ごとに計上してください。
 - ⑤施設開放の時間に利用したわくわくプラザの記入について
 - ・利用者内訳合計欄(内)及び利用回数(内)に記入してください。
 - ・利用者にはわくわくプラザスタッフの人数を含めます。

※翌月の15日までに必ず提出をお願いします。

(提出先：川崎市教育委員会事務局地域教育推進課)

(様式6)

川崎市立()学校施設開放運営委員会

学校施設開放指導員謝礼金 領収書(明細書)

- 校庭開放(月 ~ 月)
- 体育館開放(月 ~ 月)
- 特別教室開放(月 ~ 月)
- 校庭夜間開放(月 ~ 月)

上記に係る学校施設開放指導員の謝礼として、次のとおり、領収いたしました。

(円) × (月) = (円)

領収日 年 月 日

住 所

氏 名
(自 署)

川崎市学校施設開放利用 減免申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

団 体 名

代 表 者 名

電 話

緊急連絡先

年度の学校施設開放使用料の免除について、関係資料を添えて次のとおり申請します。

利用登録校	
減免登録種別	<input type="checkbox"/> 子どもの健全育成団体 又は <input type="checkbox"/> 障がい者の社会参加団体
収支の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありにチェックした場合、予算書及び前年度の決算書(見込み可)の添付が必要です。
活動目的及び内容	
備 考 ※連絡事項等があれば お書きください。	

※太枠内に記入し、該当する□にレ点を書いてください。

●提出資料一覧

- ① 構成員名簿(様式8-1又は8-2)※要件を満たしていれば別様式可
- ② 規約や入会案内など、活動目的及び活動内容がわかる資料
- ③ 収支がある場合は、用途を含めて内容がわかるもの(予算書など)及び前年度の決算書(見込み可)

教育委員会受付印

(様式8-①-ア)

__年度 減免団体(子どもの健全育成団体) 構成員名簿【子ども】

団体名 _____

会に在籍している15歳以下の方を全員分お書きください。

No.	氏名	住所(区名まで)	年齢	通学校
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

(様式8-①-イ)

__年度 減免団体(子どもの健全育成団体) 構成員名簿【大人】

団体名 _____

会に在籍している16歳以上の方を全員分お書きください。

No.	氏名	住所(区名まで)	年齢	該当するものに○		
				指導者	活動参加者	その他(送迎、見学者に限る。)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

※「活動参加者」とは、団体に所属しており、恒常的に学校敷地に入って活動支援を行っている方(会計、広報等)を指し、「その他(送迎、見学者に限る。)」は、送迎、見学のために一時的に学校施設に立ち入ることがある者を指します。

減免団体(障がい者の社会参加団体) 構成員名簿

団体名 _____

●指導者(会の代表が指導者を兼ねている場合は、下記にも記入してください。)

No.	氏名	住所(町名まで)	年齢	指導内容等(競技者を兼ねる場合はその旨も記入)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※欄が足りない場合は、空きスペースに追加してください。

減免団体(障がい者の社会参加団体) 構成員名簿

団体名 _____

●参加者(会に在籍している方を全員分お書きください。)

No.	氏名	住所(区名まで)	障がい者 手帳の有無	備考 ※市外の方は川崎市との関連等を記入 (例:川崎市立〇〇学校OB)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				

減免団体(障がい者の社会参加団体) 構成員名簿

団体名 _____

●参加者(会に在籍している方を全員分お書きください。)

No.	氏名	住所(区名まで)	障がい者 手帳の有無	備考 ※市外の方は川崎市との関連等を記入 (例:川崎市立〇〇学校OB)
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				

学校施設開放利用中止・変更届

年 月 日

(宛先) 川崎市教育委員会

団 体 名

代 表 者 名

電 話 ()

次のとおり、施設開放の利用中止又は利用変更について、届け出ます。

【学校名】 川崎市立_____学校

利用を中止する日時		理由	教育委員会への 事前連絡の有無
①	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 学校都合 <input type="checkbox"/> 団体都合 <input type="checkbox"/> その他	月 日
②	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 学校都合 <input type="checkbox"/> 団体都合 <input type="checkbox"/> その他	月 日
利用の変更を行う日時		理由	教育委員会への 事前連絡の有無
(前)	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 学校都合 <input type="checkbox"/> 団体都合 <input type="checkbox"/> その他	月 日
(後)	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		
(前)	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで	<input type="checkbox"/> 学校都合 <input type="checkbox"/> 団体都合 <input type="checkbox"/> その他	月 日
(後)	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで		

備考(中止理由が「その他」の場合はこちらに記入)

教育委員会受付印

※太枠内に記入してください。また、□印に該当する場合はし点を記入してください。
※記入欄が不足する場合は、複数枚提出してください。

◆送付先:教育委員会事務局地域教育推進課(FAX、E-mailは常時受け付けております)
FAX044-200-3950 又は E-mail 88chiiki@city.kawasaki.jp(問い合わせ:電話044-200-3309)

(様式)

年 月 日

合同利用申込書

川崎市立_____学校
学校施設開放運営委員会

利用日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
利用施設	<input type="checkbox"/> 校庭 <input type="checkbox"/> 体育館 <input type="checkbox"/> その他 ()
競技名	
合計人数	

1 主催団体 (利用申請者)

学校施設開放利用 登録をした学校	学校
団体名	
当日の責任者	
当日の連絡先	

2 合同で利用する団体

活動している地域 または学校	
団体名	
代表者	
緊急連絡先	

合同で利用する団体が2団体以上の場合は、上記の内容がわかる書類を別途作成いただき、併せて御提出ください。

※本申込書を『川崎市学校施設開放利用申込書』に添付して、学校施設開放運営委員会に10日前までに御提出ください。